

インターネット外貨定期規定

1. 証書・通帳発行の省略

- (1) この預金については証書・通帳を発行いたしません。
(2) この預金の取引明細は、インターネットバンキングの「外貨定期預金明細照会」画面で照会できます。

2. 取扱日

この預金は、当行の営業日であっても外国為替市場が閉鎖しているときには取引ができないことがあります。

3. 取扱店

- (1) この預金はインターネットバンキングでのみのお取扱いとし、当行の本支店窓口でのご利用は出来ません。
(2) この預金の届出印はインターネットバンキング申込代表口座の届出印と同一とします。
(3) この預金の口座開設時および預入時には契約締結時交付書面の交付を行いません。

4. 預入れ、払戻し

- (1) この預金の預入れ、払戻し、継続および利息支払等にかかる一切の取引は「外国為替および外国貿易法」ならびに同法に基づく命令規則等（以下「外為法規」という）により取扱います。将来外為法規が変更された場合も同様とします。
(2) この預金の通貨の種類は、当行所定の通貨の種類に限定します。また、この預金の預入れ、払戻し、継続および利息支払等にかかる一切の取引は、すべて当行の所定の手続きにより取扱います。
(3) この預金については、外国通貨現金または旅行小切手（トラベラーズチェック）での預入れ、払戻しは出来ません。
(4) この預金の1取引あたりの預入額は当行所定の下限額（1000通貨単位）以上および上限額（10万通貨単位）未満とします。
(5) この預金は原則として満期日前の解約には応じられません。
(6) 満期日の前営業日までにインターネットバンキングで解約予約をすることで、満期日に円貨口座又は外貨口座に払戻します。円貨口座を指定した場合には、元金および利息は代表口座へ入金します。また外貨普通預金口座を指定した場合には、元金および利息は同一通貨の外貨普通預金口座へ入金します。

5. 自動継続

- (1) この預金は満期日に前回と同一の期間の外貨定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
(2) この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。

6. 利息

- (1) この預金の利息は、預入日（継続をした場合はその継続日）から満期日の前日までの日数および預入日における当行所定の利率（継続後の預金については前記5.（2）の利率）によって計算し、満期日に元金に組み入れて継続します。
(2) 当行がやむをえないものと認めて、この預金の満期日前の解約に応じる場合には、その利息は預入日から解約日の前日までの日数について解約日におけるこの預金と同一通貨の外貨普通預金金利率により計算し、この預金とともに支払います。
(3) この預金の付利単位は預入外貨の1通貨単位とします。

7. 満期日

- (1) 前記5.（1）の場合で、その満期日が銀行休業日となるときは、翌営業日を満期日とします。ただし、翌営業日が翌月となる場合は前営業日になります。
(2) 預入日が末日の場合で、一定期間後の預入日の応答日がない場合は、その月の最終営業日を満期日とします。

8. 変更、取消

- (1) この取引に関する取引日、金額、利率、適用為替相場等の取引条件についての変更はできません。
(2) この取引を取消する場合は、当行所定の期限までに行ってください。
(3) 前項にかかわらず、当行がやむをえないものと認めて変更または取消に応ずる場合には、これにより発生する一切の手数料、費用、損害金等は預金者が負担するものとします。

9. 適用外国為替相場

この預金の預入れまたは払出しの際にこの預金と本邦通貨との換算を行う場合には、当行所定の外国為替相場により取扱います。

10. 手数料

- (1) 預金に関して行う取引の諸手数料、諸費用については、取引の都度または当行所定の時期に請求の上、当行所定の利率により申受けます。
(2) (1)の場合、当行の都合により、これらの手数料および費用を当行所定の為替相場により計算した当該外貨相当額を預金残高から当行において差引くことができるものとします。

11. 差引計算等

- (1) 当行に対し弁済期の到来した債務を負担しているときは、この預金の通貨種類、期日等のいかんにかかわらず、当行はこの預金をいつでも当行所定の方法により相殺または弁済に充当ができるものとします。
(2) (1)の場合で、この預金と債務の通貨種類が異なるときには、この預金は相殺または弁済充当時ににおける当行所定の外国為替相場により、円貨または当行に対する債務と同一種類の通貨に換算できるものとします。

12. 届出事項の変更等

- (1) 印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって申込代表口座開設店の窓口に届けてください。この届出の前に生じた損害については当行は責任を負いません。
(2) 印章を失った場合の預金の払戻し、解約は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

13. 成年後見人等の届出

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
(3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人が選任されている場合にも、(1)および(2)と同様にお届けください。
(4) (1)から(3)の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。
(5) (1)から(4)の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

14. 印鑑照合等

- (1) 諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があつても、そのために生じた損害については当行は責任を負いません。

15. 譲渡、質入れの禁止

- (1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定、または第三者に利用させることはできません。
(2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

16. 解約等

- (1) 次の各号の一つでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により損害が生じたときは、その損害額を支払っていただくものとします。
① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合、または預金口座の名義人の意思によらず開設されたことが明らかになった場合。
② この預金の預金者が「15. 譲渡、質入れの禁止」に違反した場合。
③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

(2)この預金口座は、次の各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、次の各号の一つにでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。また、前項のほか、次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により損害が生じたときは、その損害額を支払っていただくものとします。

①預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたこと
が判明した場合

②預金者が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準備構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当したことが判明した場合、および次の各号のいずれかに該当したことが判明した場合

- A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不正に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いたり威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- E. その他前各号に準ずる行為

(3)この預金が、当行が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。

(4)前項により、この預金口座を解約する場合の外国為替相場については、当行の計算実行時の相場を適用するものとします。また、この預金口座が解約され残高がある場合、またこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、インターネットバンキングの申込代表口座通帳と届出の印鑑を持参のうえ、申込代表口座開設店の窓口に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

17. 通知等

届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延長または到着しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

18. 保険事項発生時における預金者からの相殺

(1)この預金は、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2)相殺する場合の手続については、次によるものとします。

①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当行所定の払戻請求書に届出の印鑑により記名押印して、直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には当該債務から、また当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

②前項の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。

③①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3)相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到着した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては、当行の定めによるものとします。

(4)相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5)相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

19. 準拠法、裁判管轄権

(1)この預金取引の契約準拠法は日本法とし、日本における外為法規が適用されます。

(2)この預金取引に関する訴訟については、当行本店または申込代表口座開設店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。